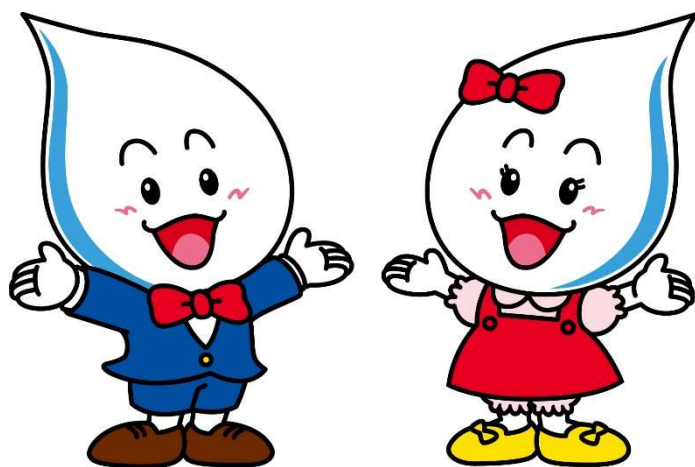
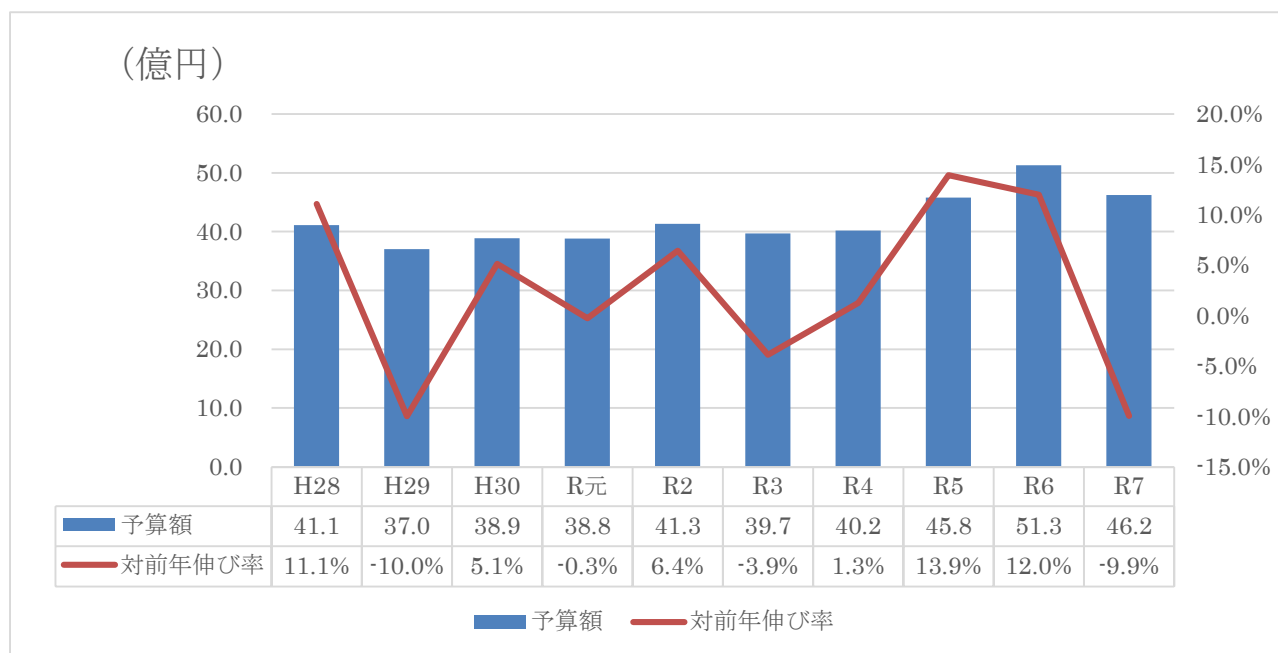


令和7年度作成 京極町の財政状況

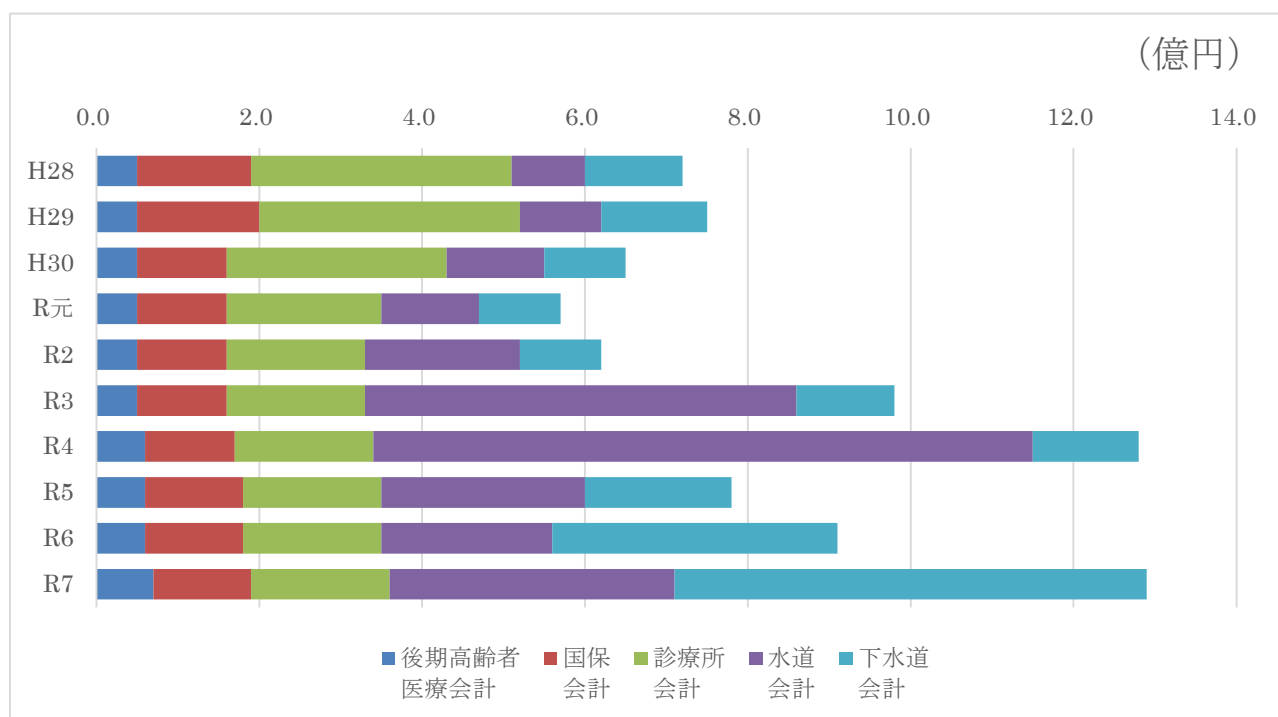


●一般会計当初予算の推移



地方公共団体の会計制度は、その財政状況を明確にするため、すべての歳入歳出をひとつのグループとして経理することが原則であり、下記の特別会計及び企業会計として経理されるものを除き一般会計として経理されます。

●特別会計及び企業会計当初予算の推移



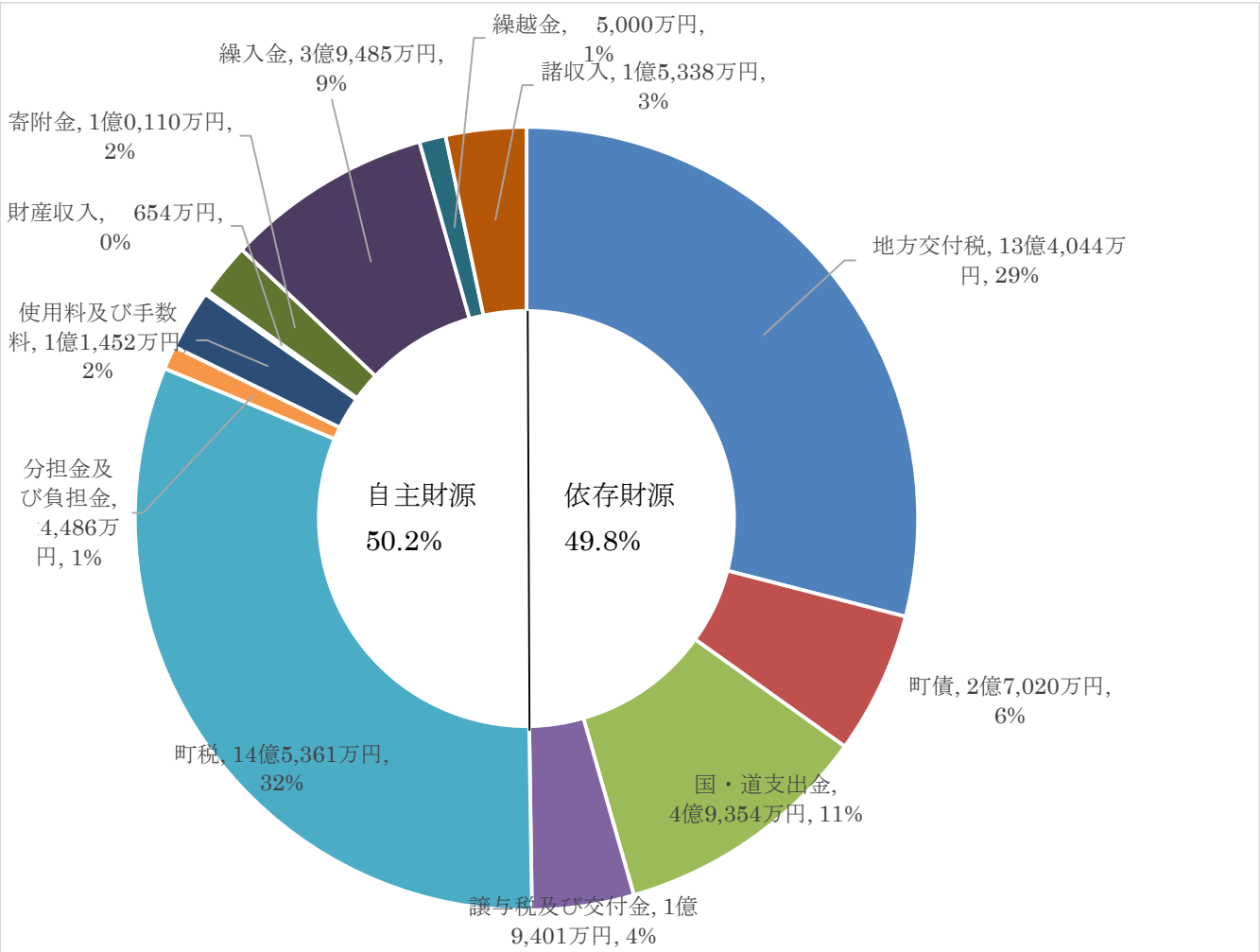
地方公共団体が特定の事業を行う場合に、一般の歳入歳出と区別して経理する必要がある場合に行う会計をいいます。

たとえば、国民健康保険税など国民健康保険事業に充てる国民健康保険事業特別会計や、水道使用料などを水道事業経費に充てる水道事業会計などがあります。

●各会計別当初予算総括表

会計名		令和6年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	比較	前年比
一般会計		51億2,640万円	46億1,705万円	5億935万円減	9.9%減
特別 会計	後期高齢者医療	6,430万円	6,725万円	295万円増	4.6%増
	国民健康保険事業	1億2,030万円	1億1,615万円	415万円減	3.4%減
	診療所	1億7,471万円	1億6,762万円	709万円減	4.1%減
企業 会計	水道	2億896万円	3億5,030万円	1億4,134万円増	67.6%増
	下水道	3億4,623万円	5億8,073万円	2億3,450万円増	67.7%増
特別会計と企業会計の計		9億1,450万円	12億8,205万円	3億6,755万円増	40.2%増
合計		60億4,090万円	58億9,910万円	1億4,180万円減	2.3%減

●歳入の内訳



●歳入予算の用語解説

【自主財源】

■町税

地方税法や町の条例によって、対象となる個人や法人などから徴収する税金です。（町民税、固定資産税、町たばこ税などです）

■繰入金

使用する目的を決めてあらかじめ基金として積み立てておいた資金を取り崩し、目的にあった

事業の財源として充てる資金です。他の会計からの繰入もあります。

■使用料及び手数料

公営住宅の家賃のように、その利用者から徴収するものが使用料で、住民票の写しの交付や印鑑登録など、特定の人のために行われる事務について徴収されるのが手数料です。

■繰越金

一会計年度（４月～３月）から翌年度へ持ち越され、歳入に計上された剰余金です。

■分担金及び負担金

町が行う事業によって特に利益を受ける人や団体から徴収するお金です。

■諸収入

他の収入科目に含まれない収入を包括したもので、預金利子、延滞金、加算金、貸付金元利収入など多岐にわたります。

■財産収入

財産の売却や運用によって生じる収入のことです。

■寄附金

民法上の贈与であり、予算では収入の整理項目として設けています。

【依存財源】

■地方交付税

地方自治体ごとに、標準的な行政を実施するために必要な経費を算定し、地方税収入がこれを下回る場合にその不足分を補う形で国から交付されます。

■町債

町の借入金でその返済期間が２年度以上にわたるものをいいます。地方債を調達することを起債といい、町が起こす地方債が町債です。

■国庫支出金

特定の行政目的を達成するために、その行政に必要な経費に充てることを条件に国から交付されるものです。

■道支出金

特定の行政目的を達成するために、道から市町村に対し交付されるものをいいます。

■地方譲与税

本来地方税として各市町村が徴収すべき税を、的確にしかも効率的に把握できるなどの理由により、いったん国が徴収し、その収入額の全部又は一部が特定の基準により各市町村に譲与されるものです。

■地方消費税交付金

地方消費税は、国税の消費税とともに税務署に納められ、各都道府県に戻され、これの2分の1が市町村に対して人口等の割合に応じて交付されるものです。

■環境性能割交付金

自動車税環境性能割は、自動車（二輪車などを除く。）の取得時に自動車の燃費性能に応じて課税される税金で、北海道に納められた自動車税環境性能割の40.85%相当額は、市町村道の延長及び面積の割合などに応じて道内の市町村に交付されます。

■地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として全ての都道府県及び市町村に減収見込額を基礎として交付されるものです。

■利子割交付金

金融機関等からの利子の支払いを受ける際に納入された道民税利子割から、事務費（5%）を控除した残りの5分の3に相当する額が、各市町村の個人道民税の額の割合に応じて交付されるものです。

■交通安全対策特別交付金

国の交通安全対策推進の一環として交付される交付金で、交通事故発生件数や人口集中地区の人口（国勢調査）により配分されます。

■配当割交付金

上場株式等の配当に対して納入された配当割から事務費（5%）を控除した残りの5分の3に相当する額が各市町村に交付されるものです。

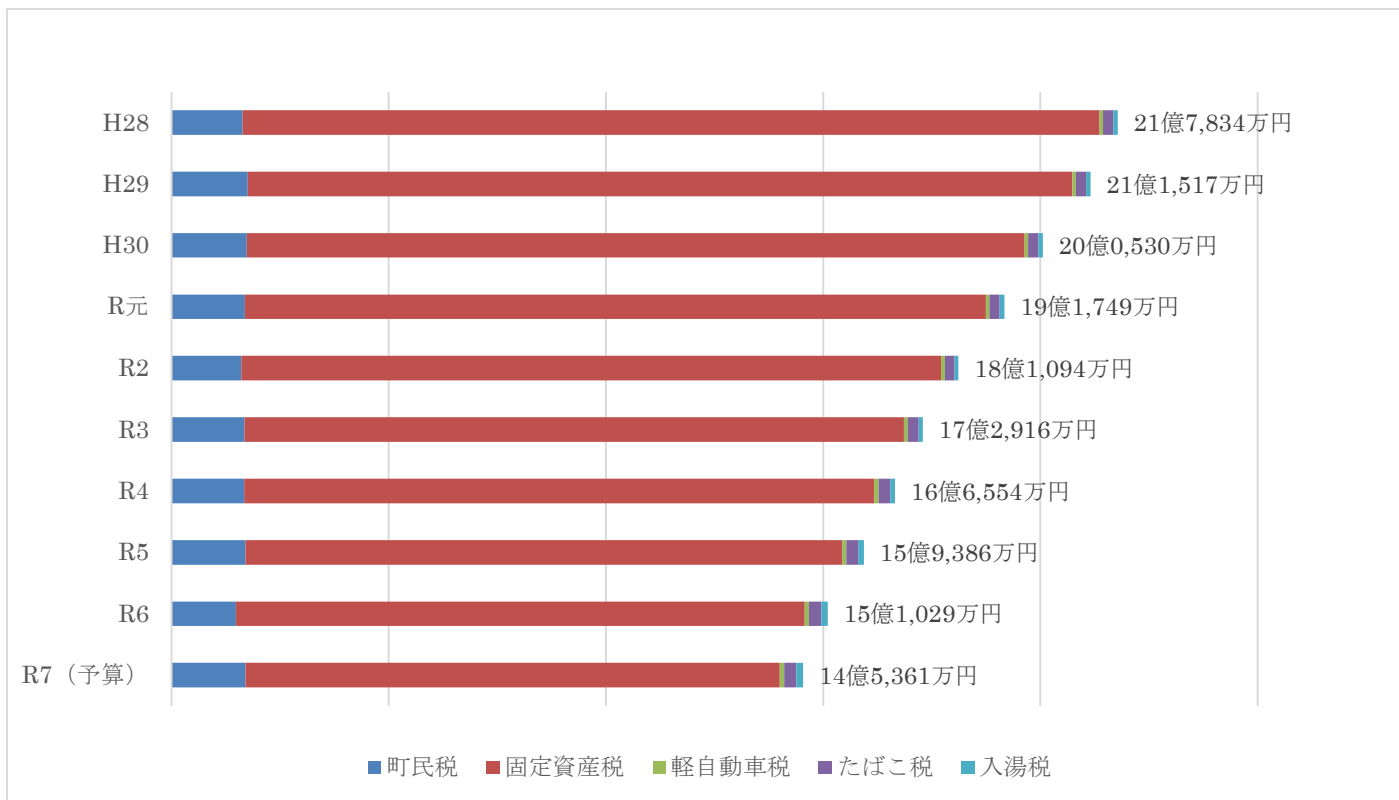
■株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得課税のうち5%が道税として徴収され、事務費（5%）を控除した残りの5分の3に相当する額が、各市町村の個人道民税の額の割合に応じて交付されるものです。

■法人事業税交付金

地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、都道府県の法人事業税額の7.7%に相当する額を、各市町村の従業者数で案分して交付されるものです。

●町税収入の推移



●町税の用語解説

■町民税

個人町民税と法人住民税があります。

「個人町民税」は、町民がそれぞれの負担能力に応じて分担しあうという性格の税金で、均等の額によって負担する「均等割」と、前年中の所得金額に応じて負担する「所得割」で構成されます。

「法人住民税」は、京極町内に事務所や事業所などがある法人等にかかる税金で、法人の所得の有無にかかわらず負担する「法人税割」で構成されます。

■固定資産税

固定資産税は、その年の1月1日（賦課期日）に、固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者の方に、固定資産の価値に応じて負担していただくものです。

■軽自動車税

軽自動車税は、軽自動車等（原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車）に対してかかる税金で、令和元年10月から「環境性能割」と「種別割」の2つで構成されています。

「環境性能割」は、自動車取得税（道税）の廃止により導入されたもので、新車・中古車を問わず購入価格が50万円をこえる自動車の取得時に、燃費性能に応じて課税される税金です。

「種別割」は、毎年4月1日（賦課期日）現在、京極町内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対してかかる税金です。

■町たばこ税

町たばこ税は、たばこの卸売り販売業者等が町内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対して課税されます。

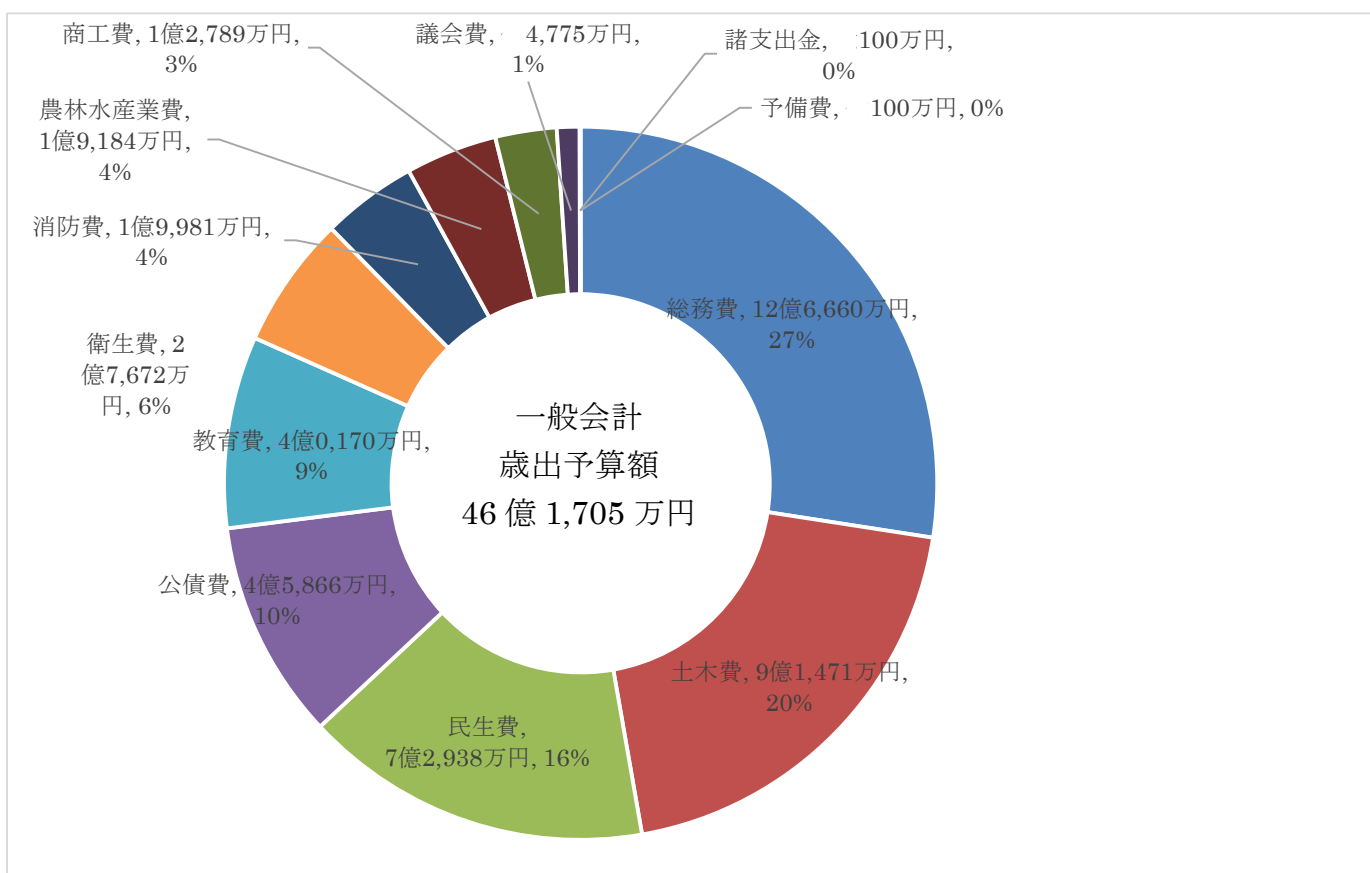
たばこの卸売り価格には税が既に含まれており、実際に税金を負担しているのはたばこの購入者です。

■入湯税

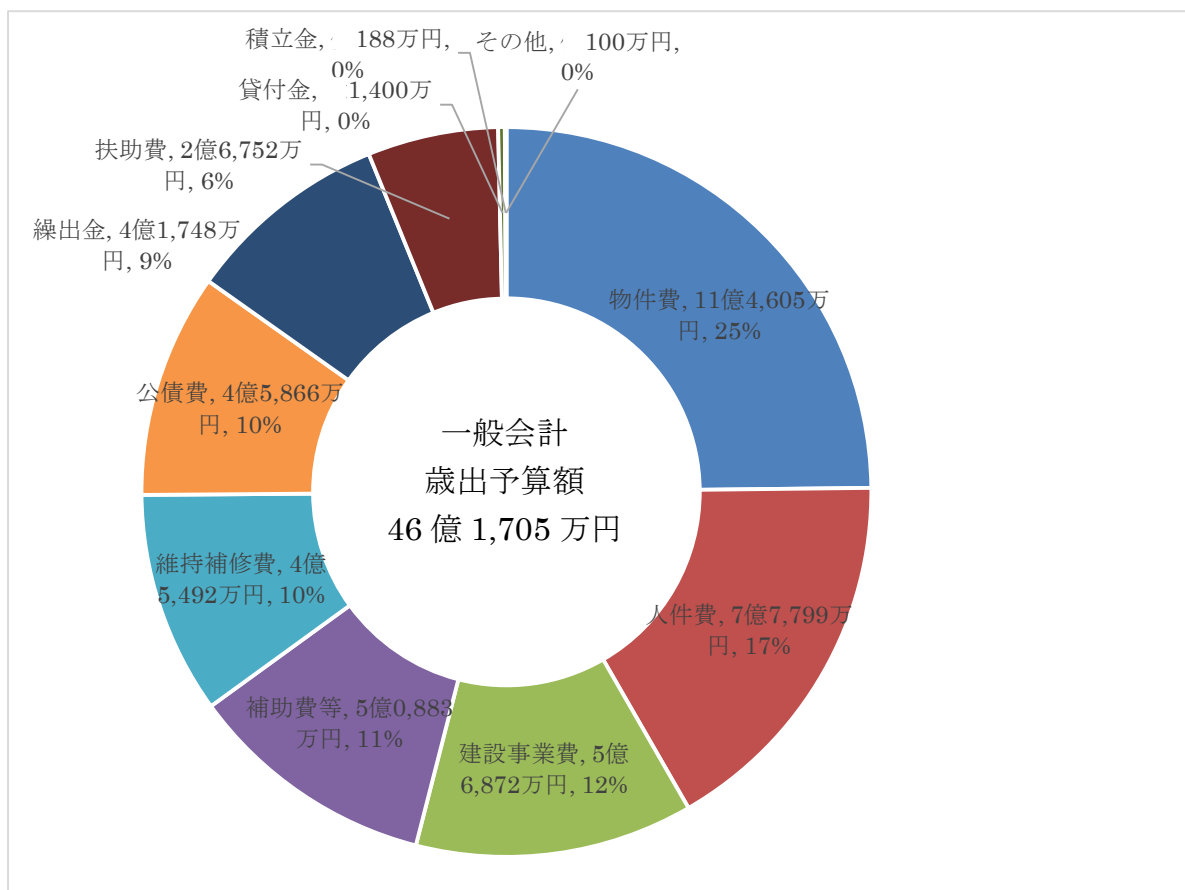
入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設整備や観光施設整備を含む観光振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場への入湯者に対して課税され、鉱泉浴場の経営者が徴収して町に納めます。

●歳出の内訳

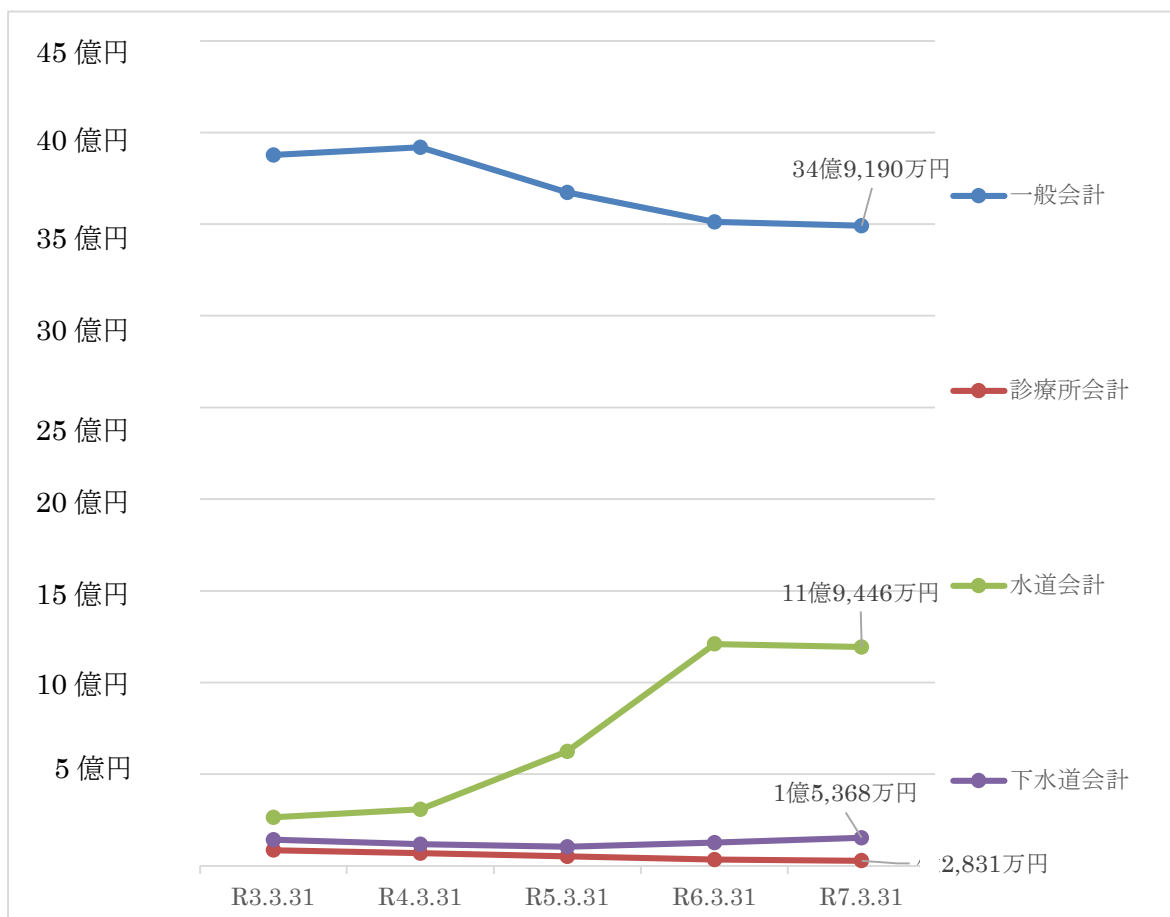
◆予算科目別配分費



◆予算性質別配分費



●地方債残高の推移



●一般会計公債費の状況と推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予定)
A 前年度末残高	41 億 238 万円	41 億 1,061 万円	39 億 4,657 万円	39 億 1,855 万円	39 億 6,900 万円
B 元金償還額	4 億 9,907 万円	5 億 3,464 万円	4 億 7,242 万円	4 億 8,055 万円	4 億 2,792 万円
C 利子	1,502 万円	1,372 万円	1,324 万円	1,532 万円	2,974 万円
D 一時借入金利子	38 万円	49 万円	56 万円	137 万円	100 万円
E 公債費合計 =B+C+D	5 億 1,1447 万円	5 億 4,885 万円	4 億 8,622 万円	4 億 9,724 万円	4 億 5,866 万円
F 年度内借入金	4 億 6,260 万円	3 億 7,060 万円	4 億 4,440 万円	5 億 3,100 万円	2 億 7,020 万円
G 年度末残高 =A-B+F	41 億 1,061 万円	39 億 4,657 万円	39 億 1,855 万円	39 億 6,900 万円	38 億 1,128 万円
H 世帯数	1,458 世帯	1,419 世帯	1,448 世帯	1,450 世帯	1,459 世帯
I 一世帯当たりの 公債費償還額 =E÷H	35 万円	39 万円	34 万円	34 万円	34 万円
J 人口	2,927 人	2,853 人	2,844 人	2,800 人	2,776 人
K 一人あたりの公 債費償還額 =E÷J	18 万円	19 万円	17 万円	18 万円	18 万円
L 一人あたりの町 債（借金）残高 =G÷J	140 万円	138 万円	138 万円	142 万円	137 万円

この表は、公債費（起債元利償還金と一時借入金利子）の年度別の額と、この公債費を、一世帯あたり及び人口一人あたりの償還額に換算したものです。

この公債費のうち起債元利償還金については、地方交付税に算入される有利な起債を多く含んでいるので、計算上の一世代あたり及び人口一人あたりの額が、そのまま町民の負担額となるわけではありません。

例えば過疎債の場合、元利償還金の70%が地方交付税に算入されますし、臨時財政対策債等は100%地方交付税に算入されます。

●基金積立状況

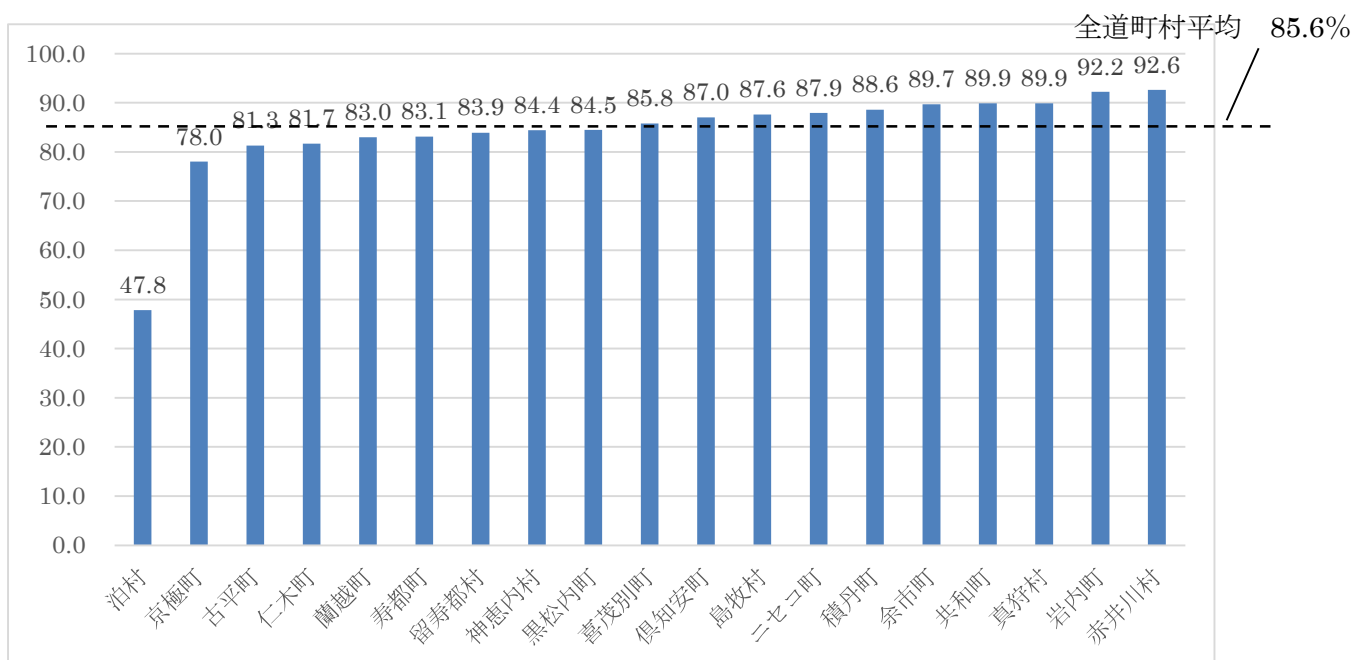
基金名称		令和7年 3月31日現在 基金残高	令和6年 3月31日現在 基金残高	基金の目的
一般会計	財政調整基金	6億5,632万円	7億1,613万円	災害復旧、その他町財政上財源の不足が生じたときの財源として積み立てます。
	減債基金	2億6,533万円	2億6,533万円	町債の償還に要する経費の財源に充てる目的で積み立てます。
	公共施設整備基金	4億3,932万円	5億3,930万円	公共施設整備のための財源として積み立てます。
	国鉄胆振線代替輸送確保基金	565万円	565万円	旧国鉄胆振線の廃止に伴う代替輸送事業の財政需要に充てます。
	ふるさと創生事業基金	1億162万円	1億162万円	ふるさと創生事業のための財源として積み立てます。
	分収育林事業基金	171万円	171万円	町有林の整備充実と林業振興を図るため、京極町分収育林事業により歳入された資金を積み立てます。
	地域福祉振興基金	1,656万円	1,656万円	町の高齢化社会の到来に備え、福祉活動の促進、快適な生活環境の形成などのために積み立てます。
	地域福祉基金	1億402万円	1億402万円	在宅福祉の普及、健康や生きがいづくり、その他地域福祉の推進を図るため、民間団体が行う事業の支援に充てます。
	地域振興基金	6億380万円	6億378万円	地域の振興を図る事業の財源として、北海道電力(株)からの補償金を積み立てます。
	代替保安林整備基金	133万円	133万円	町有林の代替保安林機能整備充実と地域振興を図るため、北海道電力(株)からの植林経費を積み立てます。
	ふきだし公園周辺整備基金	2,453万円	2,453万円	ふきだし公園周辺の整備を図るために必要な経費の財源として積み立てます。
	庁舎建設基金	5億8,555万円	5億8,554万円	庁舎建設のための財源として積み立てます。
	森林環境譲与税基金	1,875万円	2,069万円	森林整備の推進及び森林経営管理制度の適切な運用のために必要な財源として積み立てます。
特別会計	国民健康保険基金	3,675万円	4,255万円	国民健康保険事業の円滑かつ効率的な運営を図る目的で積み立てます。
	国民健康保険診療所基金	0円	0円	国民健康保険診療所の円滑かつ効率的な運営を図る目的で積み立てます。
	水道事業基金	1,961万円	1,961万円	水道事業の円滑かつ効率的な運営を図る目的で積み立てます。
	下水道事業基金	7億円	7億円	下水道事業の円滑かつ効率的な運営を図る目的で積み立てます。
基金総額		35億8,085万円	37億4,836万円	

●参考：後志管内他町村の財政状況

◆経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。

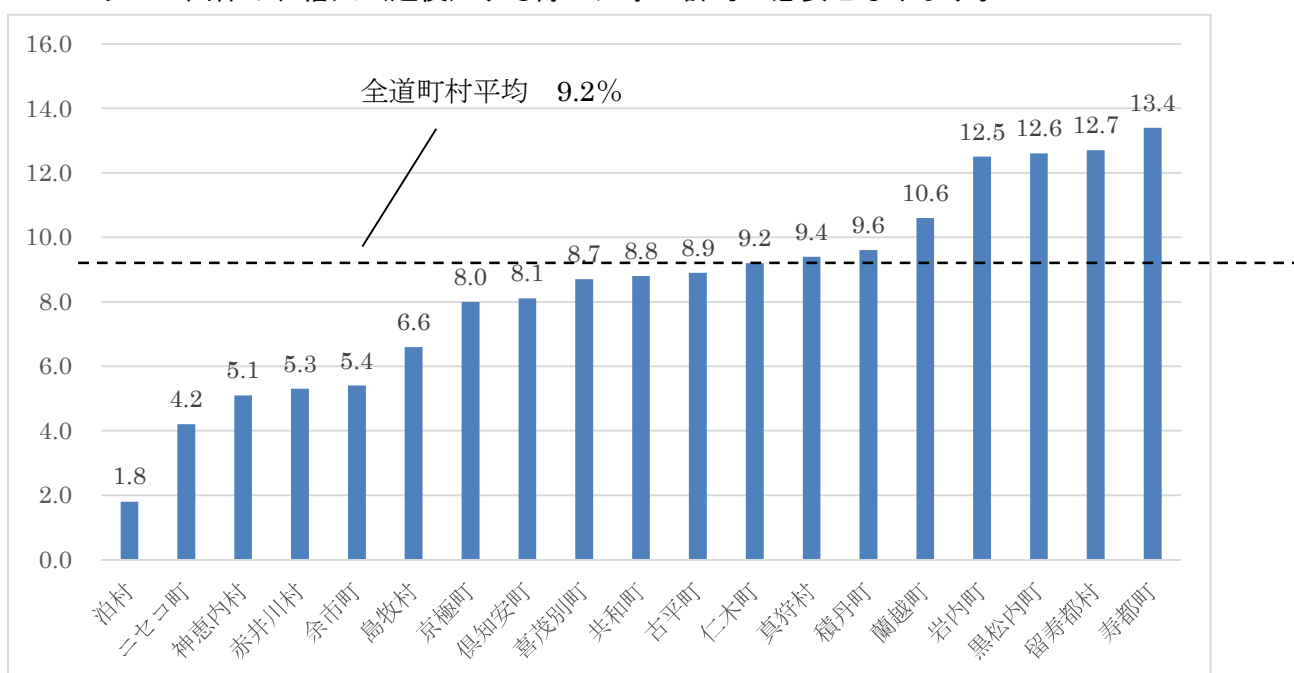
この比率が低いほど、いろいろな仕事ができます。90%を超えると注意が必要です。



◆実質公債費比率

平成 18 年度から策定された新指標。地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に充当されたものの占める割合の過去 3 年間の平均値です。

18%以上の団体は、借入（起債）する際に知事の許可が必要となります。



市町村別の財政状況（令和 5 年度決算）

北海道総合政策部地域行政局市町村課発表より